

令和6年度 中部保健所行動計画

I-① 健康危機管理の拠点としての機能の充実～平時からの健康危機管理体制及び事案発生時の対応の充実～

- ・健康危機管理事案発生時の即応体制の維持強化、及び関係機関との情報共有を推進します。
- ・感染拡大の抑制のため地域の実情に応じた研修会等を開催するとともに、ホームページ等を通じて情報発信します。
- ・難病や小児慢性特定疾病患者の災害に備えた個別避難計画作成の市支援や個別支援計画（災害時マニュアル）作成を行います。

I-② 健康危機管理の拠点としての機能の充実 ～食品衛生対策の推進～

- ・加熱不十分な食肉による食中毒及びアニサキスによる食中毒を防止するため、関係者に啓発・指導を行います。
- ・給食施設及び旅館・ホテル等規模の大きい飲食店の監視・指導を行うことにより、集団食中毒の発生防止に取り組みます。
- ・食品衛生管理の国際標準であるHACCPを定着させるため、記録の継続や計画の見直し等定着に向けた支援を実施します。
- ・食物アレルギーに関する正しい知識の普及を図り、食品ピクトグラム等を活用した食物アレルギー対策の取組を推進します。

II-① 健康寿命日本一に向けた取組～健康づくりの推進～

- ・健康寿命延伸のために、若い世代からの働きかけを行ないます。
- ・働き盛り世代への健康づくり対策促進をするために、健康経営事業所を中心とした健康づくりの取組推進、体制づくり及び環境整備を行います。

II-② 健康寿命日本一に向けた取組～地域包括ケアシステムの深化と地域医療構想の推進～

- ・高齢者とその家族が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、医療・介護関係者に対して連携のための取組を推進します。
- ・「地域包括ケアシステム」の推進を目指し、市と協働又は市への支援により在宅介護・医療の連携に向けた取組を行います。

III おおいたうつくし作戦の推進

- ・おおいたうつくし推進隊の活動を支援するため地域連絡会を毎年開催するとともに、環境意識を高め環境保全に取り組む人材を育成することを目的とした環境教育アドバイザー制度について、周知を実施します。
- ・排水対策を推進するため、立入検査計画に基づく事業場排水対策の監視指導や浄化槽の適正管理の啓発を行います。
- ・流域会議の運営や水環境保全に関する取組を支援するため、流域会議を開催します。
- ・アスベスト飛散防止対策のため、解体工事現場等の監視・指導を実施します。

IV ICT等を活用した保健所業務の効率化と県民サービスの向上

- ・ICT等に対応できるよう所内の人材育成を行い、情報リテラシーの向上に努めます。
- ・紙ベースで行っている業務のICT化の検討及びICT化に向けた業務工程の見直しを行い、県民サービスの向上を図ります。
- ・キャッシュレス端末の導入後の活用を進め、県民の申請窓口での待ち時間短縮を図ります。

I-① 健康危機管理の拠点としての機能の充実～平時からの健康危機管理体制及び事案発生時の対応の充実～

現状と課題

- ・臼津沿岸部は、南海トラフ巨大地震による津波被害が予測される地域であること、また、R5年度には、由布市で大規模な豪雨災害が発生していることから、災害対応力向上を図る必要がある。
- ・また、新型コロナウイルス感染症対応での経験等をふまえ改定した大分県感染症予防計画にて「保健所は地域における感染症対策の中核機関」と明記されており、感染症対応に取り組める体制整備を行うため、当該計画と整合性を持ちながら平時からの備えも含めた具体的方策を定めた、健康危機対処計画（感染症編）をR5年度に策定した。新興・再興感染症等への健康危機管理の拠点として各市、医師会、感染管理認定看護師などの関係機関との相互の協力体制を確立し、予防や事案発生時における迅速かつ適切な対応により健康被害の拡大防止を図る必要がある。

保健所が実施すべき対策

- 1 健康危機管理体制の整備・充実**
 - (1) 事案発生時の関係機関との連携による対応
 - (2) 健康危機管理事案の発生に備えた平時からの連絡体制構築及び所内体制の整備
 - (3) 健康危機対処計画（感染症編）の実践及び改訂
- 2 自然災害発生時の対応力の強化**
 - (1) 保健医療活動に関する指揮調整能力の向上
 - (2) 地区災害対策本部保健所班の業務の遂行
 - (3) 難病・小児慢性特定疾病患者の災害時個別避難計画作成に向けた市支援、災害時個別支援計画作成
- 3 感染症等による健康被害の未然防止等の取組**
 - (1) 感染症や食中毒の未然防止と拡大防止の取組
 - (2) 感染症・食中毒情報の適時な情報提供・周知徹底

中期的目標

- ・大規模災害等の発生に備えた体制が整備されている。
- ・社会福祉施設において感染症の発生及び感染拡大を防ぐことができる。
- ・新興感染症発生時に適切な対応をとり、感染拡大を防ぐことができる。

目標指標

- 1 健康危機管理体制の整備・充実**
 - (1) 健康危機管理連絡会議の開催
 - (2) 健康危機対処計画の改訂、地域の関係者との共有
 - (3) 社会福祉施設向け感染症等対策フェイスシートの整備
- 2 自然災害発生時の対応力の強化**
 - (1) 保健所災害時対応マニュアル等を用いた訓練実施及びマニュアル更新
 - (2) 所内人材育成のための職場研修の開催
 - (3) 市が作成する災害時避難計画の作成支援
 - (4) 災害時個別支援計画（災害時マニュアル）の作成
- 3 感染症等による健康被害の未然防止等の取組**
 - (1) 感染症対策連絡会・研修会の開催（中部：5回、由布：毎月）
 - (2) あなたのまちの感染症情報の提供（毎週）、緊急時の情報提供（適時）

I-② 健康危機管理の拠点としての機能の充実 ～食品衛生対策の推進～

現状と課題

- ・全国的に加熱不十分な食肉による食中毒が多く発生していること、県内においてアニサキスによる食中毒が連続して発生していることから、事業者や消費者への啓発が必要
- ・集団食中毒の発生防止のため、給食施設及び旅館・ホテル等の規模の大きい飲食店に対する監視が必要
- ・令和3年6月からHACCPに沿った衛生管理が制度化され、食中毒発生の危険性は低下しているものの、食中毒が発生した施設等で不適切な運用が散見されるため、引き続き、HACCPによる衛生管理の徹底及び食中毒防止対策が必要
- ・食品表示については、不適正事例が発生していることや今後も制度の改正等が想定されることから、事業者に向けて効果的に制度の普及・啓発を行うことが必要。また、食物アレルギー事故を防ぐため、食品取扱事業者等に食物アレルギーに関する正確な情報を提供していくことが必要

保健所が実施すべき対策

1 食中毒防止対策

- (1) 営業施設及び消費者あて近年の食中毒発生動向及び防止対策について情報提供
- (2) 給食施設や旅館・ホテル等の規模の大きい飲食店に対する監視指導
- (3) 加熱不十分な食肉及び生食用魚介類を販売もしくは提供する施設に対する監視指導

2 HACCP定着のための支援

記録の継続や計画の見直し等定着に向けた支援

3 食品表示対策

食品関係事業者へアレルギー表示等の正しい表示の知識の普及

中期的目標

- ・食中毒の知識を浸透させることにより、地域の食中毒の発生を減らす。
- ・HACCPを全ての食品事業者に定着させることにより食中毒防止を図る。
- ・食品関連事業者が食物アレルギーに関する理解を深め、消費者に適切な情報提供を行うことにより、食物アレルギー事故を減らす。

目標指標

- 1 食中毒防止対策
 - (1) 食品関係講習会の開催回数
(中部：10回、由布：10回)
 - (2) 給食施設やホテル等の監視回数
(中部：10回、由布：30回)
 - (3) 飲食店営業施設及び魚介類販売業施設等の監視回数
(中部：110回、由布：100回)
- 2 HACCP普及推進対策
HACCP定着のための指導施設数
(中部：160施設、由布150施設)
- 3 食品表示対策
食品衛生責任者更新講習会における食品表示指導回数
(中部：4回、由布：4回)

II-① 健康寿命日本一に向けた取組～健康づくりの推進～

現状と課題

- 管内の市は県内でも生活習慣病の有病率が高く（国保診療分）、平成28年度に実施した「県民健康意識行動調査」では、運動習慣の定着等が課題であったことから事業所ぐるみの働き盛りの健康づくりを推進してきた。事業所における健康づくり事業の好事例の蓄積や普及活動、各市のマイレージ事業とのコラボなど市と協働した取組みを行ってきた。
- 令和4年度の「県民健康づくり実態調査」では、運動習慣の定着は進み、塩分摂取量も減ってきているが、男女とも適正な塩分摂取量には達していない。また、健康寿命の補助指標13項目のうち「身体活動」が低い市や「メタボリックシンドローム該当者」の割合が多い市もあることから、今後も市と協働して事業所単位の健康づくりをすすめる機運を高め、働き盛りの健康づくりの推進を図るとともに、食環境の整備に努める。
- また、糖尿病性腎症重症化予防に向けた市の個別支援体制の整備を支援する。

保健所が実施すべき対策

- 健康づくりを推進する体制づくり・環境整備
 - 地域・職域健康づくり推進連絡会議及び作業部会の開催
 - 市が行う「地域の健康づくり支援事業」への支援
 - 食の健康応援団（うま塩、野菜たっぷり）の推進
 - 市の第三期データヘルス計画に基づく事業推進に向けた各市への支援
 - 糖尿病性腎症等の重症化予防に向けた個別支援体制整備
- 働き盛り世代への健康づくり対策の推進
 - 事業所の主体的な健康づくり事業の取組促進
 - 事業所ネットワーク会議（セミナー）の開催
事業所健康チャレンジ事業のキックオフ
 - 事業所健康チャレンジ事業に取り組む事業所の支援
 - 健康経営事業所への働きかけ
 - 健康情報の発信
 - 新規登録にむけた働きかけ
 - 認定にむけた働きかけ
 - 認定事業所への支援

中期的目標

- 地域・職域連携による健康づくりを推進する体制づくり
 - 事業所ネットワーク会議（セミナー）の定例化
 - 市の糖尿病性腎症重症化予防個別支援検討会議の定例化
- 働き盛り世代の健康づくりの推進
 - 健康経営事業所認定事業所数（令和8年度 124事業所）
 - 事業所ぐるみの取組を行った事業所数（令和8年度 目標 152事業所）

目標指標

- 地域・職域連携による健康づくりを推進する体制づくり
 - 地域・職域健康づくり推進連絡会議の開催
 - 各市事業所健康づくり支援事業への支援
 - 「食の健康応援団」 新規登録店 1か所
 - 糖尿病性腎症重症化予防個別支援検討会議 2回以上/年
- 働き盛り世代の健康施策の推進
 - 健康経営事業所認定事業所数 97か所→106か所
（新規認定事業所数 中部：7か所、由布：2か所）
 - 健康経営事業所登録事業所数 207か所→216か所
（新規登録事業所数 中部：7か所、由布：2か所）
 - 健康情報の発信（毎月）
 - 事業所ぐるみの健康づくりに取り組む事業所 125か所→134か所
（新規事業所数 中部：7か所、由布：2か所）

Ⅱ-② 健康寿命日本一に向けた取組～地域包括ケアシステムの深化と地域医療構想の推進～

現状と課題

- ・中部保健所管内の高齢化率は40.0% ※¹、将来推計※²ではこの割合が高くなっていくことが予想されており、2025年には41.3%、2045年には45.1%とおよそ2人に1人が高齢者になる見込みである。また、在宅で療養を希望する難病や小児慢性特定疾病等の患者も多くみられることから、全世代型の地域包括ケアシステムの構築が求められている。
- ・市が主体となって推進している「在宅医療・介護連携推進事業」の取組に対して、保健所は広域的・専門的な見地から積極的な支援を行う必要があり、市町村及び医療・介護関係者等に対して連携推進のための情報共有、検討を実施する必要がある。

保健所が実施すべき対策

- 1 在宅医療・介護連携推進の取組支援
 - (1) 市の事業・会議への参画、情報共有
白杵市：白杵市Z会
津久見市：津久見市在宅医療介護連携事業
実務者会議、部会
由布市：由布地域包括ケア推進協議会
 - (2) 中部医療圏域内市町村連携強化及び事業の推進のための担当者会議の開催
- 2 看護職を中心とした医療・介護連携の推進
 - (1) 看護ネットワーク推進会議
 - (2) 介護施設等看護職を対象とした研修会
 - (3) 医療機関と在宅を結ぶ相互交流事業
- 3 難病患者や精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの推進
 - (1) 難病対策地域連絡会の開催
 - (2) 精神障がい者地域移行地域定着支援の協議の場

中期的目標

- ・市町村間の連携強化及び事業推進支援を行い、地域ケアシステムの深化を図ることができる。

目標指標

- 1 在宅医療・介護連携推進の取組支援
 - (1) 市の事業・会議へ積極的な参画・助言
白杵市Z会、津久見市在宅医療介護連携事業
由布地域包括ケア推進協議会への参加
 - (2) 中部医療圏域内市町村担当者会議の開催 1回
- 2 看護職を中心とした医療・介護連携の推進
 - (1) 看護ネットワーク推進会議 (中部：6回、由布：6回)
 - (2) 介護施設等看護職を対象とした研修会 (中部：1回、由布：1回)
 - (3) 医療機関と在宅を結ぶ相互交流事業 (中部：10施設、由布：5施設)
- 3 難病患者や精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの推進
 - (1) 難病対策地域連絡会 (中部：1回、由布：1回)
 - (2) 精神地域移行地域定着支援の協議の場 (中部：1回、由布：1回)

※1 県統計調査課「大分県の人口推計（令和5年10月1日現在）」

※2 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」

現状と課題

Ⅲ おおいたうつくし作戦の推進

- ・「おおいたうつくし作戦」を推進するため、その理念の一層の普及を進め、取組の裾野拡大と担い手の確保を進めるとともに環境教育の充実を図る必要がある。
- ・豊かな水環境保全を推進するため、関係者で構成した流域会議の開催、排水対策として事業場への立入及び浄化槽の適切な維持管理について啓発する必要がある。
- ・廃棄物の不法投棄や不適正処理事案が依然として見られることから、巡回監視等を通じて指導し改善する必要がある。
- ・大気汚染防止法の届出対象外工事における不適切な事前調査や解体等作業によるアスベスト飛散防止のため、工事業者に対する監視指導体制を強化する必要がある。

保健所が実施すべき対策

1 環境保全活動の支援

- (1) おおいたうつくし推進隊の活動支援
- (2) 環境教育の推進

2 豊かな水環境保全の推進

- (1) 流域会議の運営支援（技術支援・必要物品支給等）
- (2) 事業場排水対策
- (3) 生活排水対策
 - ①浄化槽法定検査未受検者・不適正事案への指導
 - ②浄化槽の適切な維持管理についての啓発(動画活用等)

3 廃棄物の適正処理の推進

巡回監視やスカイパトロール、ドローンを活用した空撮の実施等による廃棄物の不法投棄・不適正処理対策の強化

4 アスベスト飛散防止対策の強化

事前調査結果報告及び建設リサイクル法に基づく届出を活用した、解体等工事現場に対する立入調査の実施及び不適切な解体作業等の改善指導

中期的目標

- ・多くの参加主体による、美しく快適な地域づくりを実現する。
- ・豊かな水環境の保全のため、監視指導や関係主体との連携強化に取り組む。
- ・空撮等の効率のよい監視策を実施し、廃棄物の不適切な取扱いを減らす。
- ・事業者による適切なアスベスト対策により、安全な空気環境を保全する。

目標指標

1 市民参加型の環境保全活動の推進

- (1) うつくし作戦地域連絡会の開催
(中部：1回、由布：1回)
- (2) 環境教育アドバイザー制度の周知
(中部：10回、由布：10回)

2 豊かな水環境保全の推進

- (1) 流域会議等開催 (由布：2回)
- (2) 立入検査計画の作成及び立入実施数
(中部：20回、由布：20回)
- (3) ①未受検者・不適正事案への指導率 (中部：100%)
②浄化槽維持管理の啓発 (中部：1回、由布：1回)

3 廃棄物の適正処理の推進

産業廃棄物処理施設や排出事業者に対する延べ監視件数
(中部：500回、由布：400回)

4 アスベスト飛散防止対策の強化

- ・解体等工事現場への立入検査件数
(中部：30件、由布：20回)
- ・不適切な解体作業等の改善指導件数 (随時)

IV ICT等を活用した保健所業務効率化と県民サービスの向上

現状と課題

- ・全庁的な取組として、県政のあらゆる分野でDXを推進するために、大分県DX推進戦略が策定されるとともに、行政手続の電子化とともに、県機関で公金収納窓口のキャッシュレス化を開始するなど、積極的にデジタル化を推進している。中部保健所でも今年度から公金収納窓口のキャッシュレス化について導入予定としている。
- ・保健所では、限られた人材で健康危機に迅速に対応できるよう、平時から保健所業務全般について、県民の利便性向上に向けたICT等を活用した業務の効率化が求められている。

保健所が実施すべき対策

- 1 ICT等を活用した保健所業務効率化の推進
 - (1) 紙ベースで行っている業務のICT化の検討及びICT化に向けた業務工程の見直し
 - (2) ICT等の活用推進に向けた所内人材育成
- 2 県民の利便性の向上
 - (1) オンライン会議、研修の積極的導入
 - (2) 公金収納窓口のキャッシュレス化導入及び利用の促進についての県民への周知

中期的目標

- ・県民の利便性向上に向けたICT等を活用した業務の効率化を行う。
- ・オンラインの導入により、会議・研修会の参加の利便性を向上させる。

目標指標

- 1 ICT等を活用した保健所業務効率化の推進
 - (1) 紙ベースで実施している既存業務等のICT化に向けた所内検討の実施
 - (2) ICT等に活用に係る職場研修の実施 (中部：1回、由布：1回)
- 2 県民の利便性の向上
 - (1) オンラインを活用した会議、研修会の開催 (中部：35回、由布：20回)
 - (2) 電子申請を活用した業務(研修・アンケート等)数 (中部：28回、由布：21回)
 - (3) 公金収納窓口のキャッシュレス化導入に係るマニュアルの整備・改訂及び来庁者向けの周知の実施